

# 令和6年度第5回 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会会議録

議題	<p>(1)審議事項 ①一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度評価を踏まえた今後の方向性について</p> <p>(2)報告事項 ①茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について</p>
日時	令和7年2月28日(金) 14:00~16:00
場所	市役所本庁舎4階 会議室5
出席者	<p>(出席委員) WEB会議により出席：安齋会長、橋詰委員、舟木委員、松山委員、日高委員 会議室に参集：大野委員、八幡委員、折田委員、渡邊委員、堀部委員</p> <p>(欠席委員) 坂本委員</p> <p>(事務局) 重田環境部長、小俣資源循環課長、添田環境保全課長、富田環境事業センター所長、 広田環境事業センター施設整備担当課長、小室下水道河川総務課長、小泉下水道河川 建設課長、篠田環境事業センター主幹、永島環境事業センター所長補佐、守瀬環境保 全課課長補佐、齋藤下水道河川総務課課長補佐、永尾下水道河川建設課課長補佐、森 岡資源循環課課長補佐、資源循環課担当者2名(幡矢、瀬口)</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 【資料1】 評価シート</li> <li>・ 【資料2】 パブリックコメント実施結果「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（素案）」</li> <li>・ 【参考資料1】 茅ヶ崎市・鎌倉市のごみと資源物の比較（令和4年度実績）</li> <li>・ 【参考資料2】 鎌倉市で実施されている事業系一般廃棄物資源化事業</li> <li>・ 【参考資料3】 鎌倉市の資源物とごみの流れ</li> <li>・ 委員名簿</li> <li>・ 職員名簿</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	-
傍聴者数	0名

○小俣資源循環課長

定刻となりましたので、令和6年度第5回茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は、WEB及び対面形式でのハイブリッド方式で開催させていただいております。

はじめに、WEB会議の進行における注意点をお伝えさせていただきます。

お手元のマイクは、常時オフにさせていただき、ご発言いただく時のみオンに切り替えてください。ご発言いただく際は、挙手または、画面上の挙手ボタンを押してください。事務局または、会長から委員を指名いたしますので、マイクをオンにしてご発言ください。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料の確認をお願いいたします。配布資料といたしまして、次第、資料1「評価シート」、資料2「パブリックコメント実施結果「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（素案）」」、参考資料1「茅ヶ崎市・鎌倉市のごみと資源物の比較（令和4年度実績）」、参考資料2「鎌倉市で実施されている事業系一般廃棄物資源化事業」、参考資料3「鎌倉市の資源物とごみの流れ」、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会委員名簿、職員名簿となっております。過不足等ございませんでしょうか。

続いて、本日の欠席者についてご報告させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。坂本委員から欠席のご連絡をいただいております。また、焼却施設を有する団体の代表として、本審議会にご出席いただいております川島久純（かわしまひさよし）委員におかれましては、今月ご逝去されましたこと、委員の皆さまにご報告させていただきます。併せてご冥福をお祈り申し上げます。従いまして、焼却施設を有する団体の後任の委員が決定するまでは、欠員とさせていただき、委員の総数につきましては、11名という形で本委員会運営して参りたいと考えてございます。なお、安齋会長、橋詰委員、舟木委員、松山委員、日高委員はオンラインでの出席となっておりますので、皆さまよろしくお願いいたします。本日の会議は、委員11名のうち10名のご出席をいただいていることから、本審議会規則第5条に規定された過半数を満たし、会議が成立していることをご報告させていただきます。

続いて、本日出席している職員の紹介をさせていただきます。

○重田環境部長

環境部長の重田です。よろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

資源循環課長の小俣です。よろしくお願いいたします。

○添田環境保全課長

環境保全課長の添田です。よろしくお願いいたします。

○守瀬環境保全課課長補佐

環境保全課の守瀬です。よろしくお願いいたします。

○富田環境事業センター所長

環境事業センター所長の富田です。よろしくお願いいたします。

○永島環境事業センター所長補佐

環境事業センターの永島です。よろしくお願いいたします。

○広田環境事業センター施設整備担当課長

環境事業センター施設整備担当課長の広田です。よろしくお願いいたします。

○篠田環境事業センター主幹

環境事業センターの篠田です。よろしくお願いいたします。

○小室下水道河川総務課長

下水道河川総務課長の小室です。よろしくお願いいたします。

○齋藤下水道河川総務課課長補佐

下水道河川総務課の齋藤です。よろしくお願いいたします。

○小泉下水道河川建設課長

下水道河川建設課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

○永尾下水道河川建設課課長補佐

下水道河川建設課の永尾です。よろしくお願いいたします。

○森岡資源循環課課長補佐

事務局の資源循環課の森岡です。よろしくお願いいたします。

○瀬口副主査

資源循環課の瀬口です。よろしくお願いいたします。

○幡矢主査

後ろから失礼します。資源循環課の幡矢です。よろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

職員の紹介が終わりました。それでは、これより議題に移らせていただきます。これ以降は、安齋会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安齋会長

よろしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名人は名簿順で、松山委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○松山委員

承知いたしました。

○安齋会長

ありがとうございます。

本日の議題は、次第のとおり、審議事項が1件、報告事項が1件でございます。まず、議題(1)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度評価を踏まえた今後の方向性について」ということで、審議会全体として、今後の方向性を決めていく議題となっております。

それでは、議題(1)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度評価を踏まえた今後の方向性について」事務局より説明をお願いします。

○森岡課長補佐

それでは、(1)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度評価を踏まえた今後の方向性について」の説明に移らせていただきます。

資料1の「評価シート」をお手元にご用意ください。説明に入る前に、資料の訂正と審議事項①の進め方についてご案内いたします。

はじめに、資料の訂正でございます。資料1「評価シート」の19ページをお開きください。「1.公共下水道（汚水）・合併処理浄化槽の普及推進」となりますが、中段あたりに記載の「評価を踏まえた今後の方向性」欄の削除をお願いいたします。また、21ページをお開きください。「1.啓発及び情報提供」となりますが、先ほどと同様に中段あたりに記載の「評価を踏まえた今後の方向性」欄の削除をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、審議事項①の進め方でございます。昨年9月に開催した第4回の会議におきましては、計画に掲げる基本目標及び各施策に対する令和5年度の評価を頂戴したところです。本日につきましては、頂戴しました評価を踏まえてまとめました基本目標及び各施策の今後の方向性についてご審議いただくものです。今後の方向性の説明につきましては、基本目標及び計画の中で、重要検討施策、または、重点施策として位置づけられているもののみとさせていただきますが、審議の対象は、基本目標はもちろんのこと、計画に掲げる全ての施策についてとなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料1の「評価シート」の1ページをご覧ください。はじめに、「第1編ごみ処理基本計画」の「基本目標」でございます。評価を踏まえた今後の方向性でございますが、基本目標の各目標値を達成することはできませんでしたが、人口が微増となっているなか、各数値に改善傾向が見られることから、ごみ有料化実施によるごみ排出量の抑制効果は、継続しているものと検証しており、今後につきましては、令和5年度に実施したごみの組成分析調査結果に基づき、不適正排出されていたごみや食品ロスに関する啓発活動に注力するとともに、製品プラスチックのリサイクルの枠組みを構築していくことで、各数値の更なる改善に努めていくこととしております。

続きまして、3ページをご覧ください。基本方針Ⅰの項番2「リデュースの推進」でございます。こちらの中では、「④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討」を重要検討施策として位置付けております。「④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討」の評価を踏まえた今後の方向性でございますが、あらゆる機会や様々な媒体を活用し、食品ロスに関する啓発活動を展開していくとともに、製品プラスチックのリサイクルの枠組みを構築していくこととしております。

続きまして、5ページをご覧ください。基本方針Ⅰの項番4「リサイクルの推進」でございます。こちらの中では、「②適正分別のための情報提供」を重点施策として位置付けております。「②適正分別のための情報提供」の評価を踏まえた今後の方向性でございますが、Web検索ツール「ごみサク」の品目の掲載件数を増やしていくとともに、あらゆる機会や媒体を通じて、適正なごみと資源物の分け方・出し方の啓発を進めていくこととしております。

続きまして、6ページをご覧ください。基本方針Ⅰの項番5「事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進」でございます。こちらの中では、「②多量排出事業者における減量化等計画書の提出」、「③事業系ごみの排出状況の把握」、「④事業者の訪問」、「⑤事業系直接搬入ごみの分別指導」を重点施策として位置付けております。まず、「②多量排出事業者における減量化等計画書の提出」の評価を踏まえた今後の方向性でございますが、減量化等計画書の提出率100%を維持し、また、減量化等計画書に記載のある取り組みのうち、とりわけ食品残渣のリサイクルに関する記載のあった事業所に対しては、リサイクル施設の案内などフォローアップを進めるとともに、食品残渣のリサイクルを含め好事例の他事業者への横展開を図っていくこととしております。次に、「③事業系ごみの排出状況の把握」の評価を踏まえた今後の方向性でございますが、令和5年度に実施したごみの組成分析調査結果に基づき、事業者に対して適正処理に関する啓発活動を展開していくこととしております。次に、「④事業者の訪問」の評価を踏まえた今後の方向性でございますが、事業系ごみの適性処理に関するチラシの作製配布を通じ、事業者の適正処理、または、排出抑制及び減量化に関する取り組みを確認していくこととしております。次に、「⑤事業系直接搬入ごみの分別指導」の評価を踏まえた今後の方向性でございますが、搬入物調査を引き続き実施し、許可業者のみならず排出事業者に対する指導を実施していくこととしております。

続きまして、8ページをご覧ください。基本方針Ⅱの項番1「収集・運搬」の「(1)ごみを取り巻く環

境の変化に対応した収集・運搬の検討」でございます。こちらの中では、「②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討」を重要検討施策として位置付けております。「②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討」の評価を踏まえた今後の方向性でございますが、令和5年度に実施したアンケート調査や意見交換で得た市民ニーズをもとに、時勢にあったごみ収集を検討し、それらを「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方」としてまとめ、あり方に掲げる各種取り組みを進めていくこととしております。

続きまして、17ページをご覧ください。基本方針Ⅲの項番2「ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実」でございます。こちらの中では、「①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施」を重点施策として位置付けております。「①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施」の評価を踏まえた今後の方向性でございますが、「⑤市民、事業者向けの講座の開催」と合わせまして、自治会や企業などを対象とした環境学習会を通じて、啓発活動を展開し、環境学習会につきましては、コンテンツのデジタル化やWeb上での参加など受講や参加の機会の充実を図っていくこととしております。

続きまして、18ページをご覧ください。「第2編生活排水処理基本計画」の「基本目標」でございます。評価を踏まえた今後の方向性でございますが、環境部と協力して実施している下水道接続促進に係るチラシの配布に加え、経済的インセンティブである奨励金・補助金制度の周知等により、引き続き公共下水道への接続促進・合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水処理率向上に努めていくこととしております。

最後に、21ページをご覧ください。基本方針Ⅲの項番1「啓発及び情報提供」でございます。こちらの中では、「②広報紙等による情報発信」を重点施策として位置付けております。「②広報紙等による情報発信」の評価を踏まえた今後の方向性でございますが、「①浄化槽の清掃の啓発」と合わせまして、引き続き関連機関と連携しながら、様々な広報媒体を活用して正しい浄化槽の維持管理方法について啓発し、また、清掃申込みや問い合わせの際に設置件数等の管理を行っていくこととしております。

(1)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度評価を踏まえた今後の方向性について」の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。委員の皆さまからご質問ご意見等ございますでしょうか。

○大野委員

食品トレーなどを洗って排出するのが面倒くさいと思ってしまう時もありますが、分別して排出された後、何にリサイクルされているかを示して欲しいと考えています。

○安齋会長

ありがとうございます。面倒くさいというのはありますよね。事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。ご意見のとおり、リサイクルして、何に生まれ変わるのか、つまり、リサイクルの見える化を図り、市民の皆さまの分別の後押しになるよう、訴えていきたいと考えております。以上です。

○渡邊委員

まちぢから協議会の渡邊と申します。以前どこかでプラごみを汚れたまま出していいという話を聞いたことがあるのですが、現在もそのようなことはあるのでしょうか。お伺いします。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。委員ご質問のとおり、現在の市のごみの分け方と出し方の中では、例えば、洗っても汚れが取れないものにつきましては、燃やせるごみとしてご案内しております。以上です。

○安齋会長

よろしいでしょうか。

○渡邊委員

この表見ると、ごみが減ったか増えたかっていうのをグラム単位で検討していますよね。1人当たり何グラムとか書いてありますね。非常に細かくて、一生懸命やられているなという評価を、私は認めたいと思います。今世の中でこれ以上ごみを減らすのはちょっと難しいのかなと感じていて、それにはやはり市の職員の方の努力があるからで、ごみは増えてないけど減りもしないということは、それはそれでいいのではないかなとちょっと私は思います。日本の経済がずっと冷え込んでいけば、多分ごみは少ないと思います。でも、それは、国民にとっていいことにはなりませんので。ちょっとそういうことを感じています。

あと紙ごみについて、牛乳のパックは洗って出すと思うのですが、ジュースのパックは資源として出してはいけないのですよね。その点お伺いしたいです。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。先ほど、委員からご質問があったグラム表記に関しましては、原単位と呼んでおりまして、ごみ排出量を人口1人あたりに換算することで、皆さまにわかりやすくお示したものです。原単位で表記することで、他市町村との比較も可能となることを補足させていただきます。また、ご質問の件でございますが、パックによっては、リサイクルができないものがございます。現在、市がお願いしている再資源化事業者の処理能力に因るところが大きいのですが、例えば、パックの内側にアルミコーティングされているものなど特殊な加工が施されているものにつきましては、飲料用紙パックに分類されますが、再資源化事業者でリサイクルできませんので、市におきましては、燃やせるごみとして分別させていただいております。以上です。

○安齋会長

アルミコーティングされているものは、資源物としての排出はだめだということですね。よろしいでしょうか。

○渡邊委員

失礼、ヨーグルトの容器はどうなのでしょう。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。ヨーグルトの容器でございますが、結果を先にお伝えしますと、現在、お願いしている再資源化事業者さんではリサイクルができないとの回答を得ております。このことにつきましては、乳酸菌の関係で特殊な加工が施されておりますので、リサイクルに向かないものとして皆さまにご案内しているところです。以上です。

○渡邊委員

分かりました。ありがとうございます。

○安齋会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。堀部委員お願いいたします。

○堀部委員

堀部です。今色々な意見が出ておりましたが、それを踏まえていくと、この前自治会の方からお話がありまして、収集しているところは見ることができただけけれども、その収集されたあとが見えない。収集したものがどのようなものに生まれ変わっているのかなど示してほしいことが一点。それから、今、汚れが取れないものは燃やせるごみで出すということなのですが、自治会としては臭いが取れるまで洗ってもだめなものは燃やせるごみとして排出するように指導していて、その方がごみの減量になるのではないかなと感じています。現在、ステーション方式でごみ収集をやっていますけれども、一部うちの地区で戸別収集になっていて、その方がごみに関しては少ないように感じます。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。一部やっているというのは試験的にやられているということでしょうか。

○堀部委員

試験的ではなくて、なぜか昔からの慣習でそのようになっていると伺っています。

○安齋会長

ありがとうございます。確かにごみが収集された後の状況が見えると分別意識の向上になるかなと思います。この点について、事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。ご意見ありがとうございます。大野委員からのご意見の中にもございましたが、リサイクルの見える化を行うことで、皆さまの取り組みを後押しすることができるのではないかと考えております。ひとつの例でございますが、現在、市では、剪定枝をリサイクルしておりますが、リサイクルの過程で発生した焼却灰を草木灰として市役所や公民館等の施設で配布をしております。草木灰のように、何にリサイクルされているかをお示しすることで、皆さまのごみの減量に向けた取り組みに関する意識を高めていくことに繋がっていくと考えております。剪定枝の様な形で見える化が図れるよう、その他のものにつきましても、例えば、リサイクルされた製品をどこかに飾ったり、学校でお見せしたりすることなど、前向きに進めていきたいと考えております。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。簡単なことで私から質問ですが、いわゆるプラスチック製品っていう言い方と、製品プラスチックっていう言い方がありますよね。そうすると製品プラスチックっていうのがどういうものであるのか、プラスチック製品がどういう範囲になるのかっていうのがなかなかちょっと見えづらいのかなと思うのですが、この辺の区別はどのようになっているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。まず、プラスチック製品でございますが、ペットボトルやプラスチック製容器包装類など、プラスチック製品全般を指しております。一方、製品プラスチックでございますが、ペットボトルや容器包装以外のプラスチック製品を指しております。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。製品プラスチックが100%できているということだと、例えばハンガー

みたいなものですと全部プラスチックものや服をかけるところだけ金属があるかと思う。そうすると、すべてプラスチックでできているものが製品プラスチックということでよいのでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。100%プラスチック素材でできているものだけが製品プラスチックを指すものではございません。国のガイドラインで示す少量の金属などプラスチック素材以外のもので構成される“ほぼプラ”も製品プラスチックとして定義されております。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。やっぱり先ほどからいろいろご質問を受けていますけど、分別の仕方や言葉の使い方が難しいとかわかりにくいところがあるなど感じているところでございます。他に、審議事項①についてご質問等ございますでしょうか。

○舟木委員

はい。一つお願いいたします。評価シート 12 ページ「最終処分」の評価を踏まえた今後の方向性③ストック資産について具体的にご説明いただけると幸いです。

○安齋会長

ストック資産に関する質問ですが、事務局いかがでしょうか。

○篠田主幹

環境事業センター篠田です。令和 6 年度当初での最終処分場の埋め立て率でございますが、約 56% となっております。令和 15 年度まで埋め立てする予定でございますが、まだまだ埋め立てができること、また、災害発生時に備えた余裕の持った運用が必要であることから、このような表記をしております。以上です。

○舟木委員

廃棄物をストックしておくことが財産というイメージでしょうか。

○篠田主幹

廃棄物をストックすることではございません。焼却灰を埋め立てられる容量が残されていることを資産としております。

○舟木委員

容量ということか。

○篠田主幹

残余容量があるということでございます。

○舟木委員

はい。承知しました。ありがとうございます。

○安齋会長

焼却灰を埋め立てないで溶融すると費用が掛かりますので、溶融等しないで埋め立てられるということはある意味資産になるということではないかと思えます。他いかがでしょうか。橋詰委員お願いいたします。

○橋詰委員

先ほど、安齋会長やその前の方から廃棄物のリサイクル先がわからない意見がありましたが、考え方によっては、市民が関心を持つ事柄になるかと思えます。どのように分別するかについては、その次のリサイクルプロセスがどのようになるかによって、変わってくるものです。実際に細かな話をすればき

りがないのですが、例えば、剪定枝を出すときに、プラスチックの紐で縛りますか、縄で縛りますか、そのような話になるのです。答えは、どちらでもいいというか、植物性の縄を使えば、それ自体も有機物として処理が可能になるか、または、処理先としては、最終的には縄は外すからどっちでもいいかなど、また、ガラスびんですが、ラベル剥がすことで純度が上がりますが、ラベルを剥がして怪我でもされたら困るからできる範囲で結構ですなど、そのような細かい説明を加える資料などを作ると面白おかしく謎々みたいなものができてきます。よくある話で「ペットボトルは潰せ、かんは潰すな」ですが、これもわかりにくい話です。かんは、潰さない方が、アルミかんとスチールかんがマグネットで分け易くなるのですが、つまり、リサイクルの技術や方法などによって分別方法が影響を受ける構図となっているため、そのようなことを上手に市民に見せることに工夫の余地があると感じています。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。そのようなクイズを子供たちとやることなどをすると面白いかなと思います。よろしいでしょうか。

○渡邊委員

まちぢからの渡邊ですけど、一般の紙とダンボールは分別しなければならないのでしょうか。

○安齋会長

事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。委員ご質問のとおり、ダンボールにつきましては、そのものだけでリサイクルの流れにのっていきますので、それ以外のものとしっかり分別して出していただくよう案内しております。以上です。

○渡邊委員

その理由が明確でないと一緒に出す方が居て、ステーションに残ってしまうのですよ。

○安齋会長

事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。橋詰委員からのご意見の中にもございましたが、古紙類につきましても、ものによって処理方法が変わってきます。そのため、古紙類につきましては、新聞、ダンボール、本・雑誌、雑紙、シュレッダーで裁断した紙、飲料用紙パックで分別していただくようお願いしております。以上です。

○安齋会長

ダンボール、新聞紙、それ以外の紙で、取引する値段が違ったと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。古紙類につきましては、再資源化事業者に売却しております。会長ご質問のとおり、古紙類の中でも、売却単価が異なっている現状でございます。以上です。

○安齋会長

よろしいでしょうか。橋詰委員どうぞ。

○橋詰委員

さっきの話の続きですが、ここまで分別してくれると買い取り価格が変わるという説明まで加わると、聞き手としてはわかりやすい。そのように考えると、ダンボールを出す時に悩むこととして、ラベ

ルやテープなどをどうするかなど、気になる人は気になるかと思えます。細かいですが、そのあたりまで説明してくれると関心を持ってくれるかと思えます。結論、プラスチック類のラベル等を剥がすことで不純物のない資源物に生まれ変わるが、無理せず可能な範囲で剥がしてもらえれば許容されますなど、丁寧な説明をすると関心を持つ機会になるかと思えます。

○安齋会長

ありがとうございます。ガムテープなどは溶解する段階で取り除けるようになっていたとは思いますが、事務局はそのほかに説明等ございますでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。今のお話しでございますが、古紙類につきましては、シールやホチキスなど色々な異物が含まれている状況で集められております。会長仰せのとおり、リサイクルのプロセスの中で、溶かす工程がございまして、異物につきましては、その工程の中で取り除けることを確認しております。説明の際の力加減が難しいのですが、取り除けるものは取り除くといった案内が適正であると考えております。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。ご質問でもあったように細かな説明や工程などがわかると市民の方の関心や分別の後押しに繋がるかなと思えます。いかがでしょうか。他にございますか。もしよろしければ、いろいろご質問等ありました「一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度評価を踏まえた今後の方向性について」ご承認いただいたということにさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは続きまして、(2)報告事項①「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について」事務局より説明をお願いします。

○森岡課長補佐

それでは、(2)報告事項①「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について」の説明に移らせていただきます。資料2の「パブリックコメント実施結果『茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（素案）』」をお手元にご用意ください。

令和7年度を始期とする新たな茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画につきましては、令和5年6月の貴審議会への諮問を皮切りにご審議を重ねていただき、これまでの審議会の中で出されたご意見やご提案を答申書として賜り、答申書の内容を踏まえまして作成した計画素案につきましては、前回となりますが、昨年9月27日の会議におきましてご審議いただきました。その後、計画素案につきましては、10月の庁議、そして、11月22日に行われた市議会全員協議会での協議を経まして、11月下旬からのパブリックコメント手続きに至ったところです。本日につきましては、次期茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画素案のパブリックコメント実施結果及び策定に向けた今後の事務の流れなどについてご報告を差し上げるものでございます。

それでは、資料2「パブリックコメント実施結果『茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（素案）』」の表紙をご覧ください。

はじめに、項番1「募集期間」、項番2「意見の件数・意見提出者数」、項番3「意見提出者年齢」でございます。計画素案に対するご意見につきましては、令和6年11月26日から12月25日までの期間で募集を行い、7名の方から17件のご意見を頂戴いたしました。意見提出者の年齢につきましては、表

に記載のとおりとなっております。

次に、項番4「内容別の意見件数」、項番5「意見への対応区分」でございます。頂戴いたしました17件のご意見でございますが、内容別に整理いたしますと、「計画全般に関するご意見」が1件、「戸別収集導入に関するご意見」が1件、「家庭系ごみの現状や取り組みに関するご意見」が4件、「食品ロス削減に関するご意見」が1件、「不法投棄防止に関するご意見」が1件、「プラスチックごみ削減に関するご意見」が2件、「生活排水処理基本計画に関するご意見」が2件、「パブリックコメントの実施方法に関するご意見、ご要望」が3件、「その他のご意見」が2件となっております。また、頂戴いたしましたご意見への対応でございますが、頂戴いたしました「プラスチックごみ削減に関するご意見」2件のうち1件、また、「生活排水処理基本計画に関するご意見」2件につきましては、ご意見を受けまして、計画素案の修正を行っております。

続きまして、資料2の表紙をおめぐりいただき、1ページをご覧ください。1ページ以降につきましては、頂戴いたしましたご意見とご意見に対する市の考え方を記載したものとなっております。本日は、お時間の関係もございまして、頂戴しましたご意見のうち、計画素案の修正を行ったご意見及び修正内容につきまして説明いたします。

はじめに、4ページをご覧ください。意見10でございます。「『ごみ処理基本計画』の施策1-1に関して、プラ新法の趣旨を踏まえ、様々な主体がそれぞれの役割を自覚し、プラスチック使用量の削減に向けた取り組みを進めることができるよう啓発などを行って欲しい。また、製品プラスチックのリサイクルに際し、排出者の分別を促すよう丁寧な案内を行って欲しい。」とのご意見を受けまして、5ページ上段に記載のとおり、「ごみ処理基本計画」の『施策1-1 プラスチックごみの削減』の説明文及び具体的な取り組みの修正を行いました。

次に、5ページ中段をご覧ください。意見11でございます。「生活排水処理基本計画に関して、平成12年に浄化槽法が改正されたことに伴い、単独処理浄化槽の新設が原則禁止されていることを触れて欲しい。また、水洗化奨励金制度同様に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度における補助額を明示した方が良い。」とのご意見を受けまして、5ページ下段から6ページ上段にかけて記載のとおり、「生活排水処理基本計画」の『コラム2 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽』及び『コラム3 生活排水に関する補助金制度水洗化奨励金制度』の説明文の修正を行いました。

次に、6ページをご覧ください。意見12でございます。「『生活排水処理基本計画』の施策5-1（収集運搬業務の安定性の確保）と5-2（安定的な収集運搬体制の整備）に関して、いずれの施策も同じような内容となっているため、一つにまとめた方がわかりやすいのではないかと。」とのご意見を受けまして、6ページ下段から7ページ上段にかけて記載のとおり、「生活排水処理基本計画」の『施策5-1 収集運搬業務の安定性の確保』及び『施策5-2 収集運搬体制の整備』を統合し、説明文及び具体的な取り組みの修正を行いました。

パブリックコメント実施結果につきましては、以上となりまして、最後に、今後の事務の流れなどにつきまして説明いたします。次期茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画につきましては、現在、計画素案を修正した計画案として回議しており、市長決裁をもって策定される見込みとなっております。策定後、製本された計画書及び概要版を送付させていただき運びとなっております。公表は3月上旬を予定しております。

(2)報告事項①「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について」の説明は以上でございます。

○安齋会長

ありがとうございます。パブコメの経緯とか今後のスケジュール等のご説明がありました。委員の皆さまからご質問ご意見等ございますでしょうか。

○堀部委員

素朴な疑問なのですが、合併処理浄化槽はすごく大きな施設というイメージがありまして、それは今後も増やすということでしょうか。合併処理浄化槽の方が下水につなげるよりも安いということを知ったことがあるので、大きい土地をお持ちの方はそのような選択肢があるとは思いますが、最近の分譲住宅は狭い土地に建設されていることが多いので、家を建て替える際にも合併処理浄化槽が邪魔になるのではないかと、下水につなげるように説得した方が早いのではないのでしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○小泉下水道河川建設課長

下水道河川建設課よりお答えいたします。まず、現状、下水道に繋がなければならない区域と浄化槽でよい区域に分かれておりまして、家を建てた場合、下水道が整備されている区域につきましても、下水道に繋がなければいけません。一方、浄化槽の区域につきましても、くみ取りとか単独槽を合併浄化槽に変えないといけない法律となっております。また、合併処理浄化槽でございますが、駐車場、カーポートに設置される方が多いようで、その範囲であれば、埋設ができるかと考えております。以上です。

○安齋会長

堀部委員よろしいでしょうか。

○堀部委員

はい。ありがとうございます。

○渡邊委員

ちょっとフォローさせていただきますと、合併浄化槽をつけるところというのは、大体調整区域内に家を建てるところが多いですね。そうすると土地が広いから、多分どこでも合併浄化槽も入ると思います。私がちょっと心配しているのは、合併浄化槽で処理するのは結構ですけど、その先を河川に流しているのでしょうか。あともう1つ、ちょっと今までずっと疑問に思っていたのですが、例えば小出地区の山の中にぽつんと家が建っていますが、そのようなところはきちんと合併浄化槽をつけているのですか。それと放流先はどこになるのかわかるのであれば教えていただきたいです。以上です。

○安齋会長

いかがでしょうか。ぽつんと1軒家はどうかというご質問ですが。

○小泉下水道河川建設課長

一部分だけお答えいたします。排水につきましては、例えば、道路側溝など公共下水ではない雨水管などにつなげて、最終的には、公共用水域である川や海などに放流されております。

○守瀬課長補佐

環境保全課からお答えいたします。個別の家に関しまして、どのような排水を行っているかにつきましては、具体的にその家の状況を確認する必要がございますが、単独浄化槽に関しましては、トイレの排水のみを処理しておりますので、単独浄化槽につなげている家の台所の排水は、そのまま放流されているものと認識しております。先程、下水道河川建設課長からお答えしましたとおり、道路側溝などに流れる場合もございますし、場合によっては地下浸透という形で宅地内処理をしている場合もございます。

す。単独浄化槽を設置の場合、トイレ以外の水に関しては、直接放流されることとなりますので、場合によっては、臭いが発生するといったこともございます。以上です。

○安齋会長

ご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

○渡邊委員

駒寄川ありますよね。みずきですか、駒寄川があって綺麗な水が流れているのですが、明らかに雑排水が流れ込んでいるなというところがやっぱり見えています。今回の話とは違うかもしれないけど、整備しないとやっぱりまずいと思います。そのようなことがいつも気になっておりました。

○安齋会長

ありがとうございます。今まで出てきた話を整理すると、下水道に繋げなければいけない地区と合併浄化槽を設置していいという区分けがあること。尚且つ、既に単独浄化槽の設置はできないので合併浄化槽に転換してくださいというお願いをしている状況だということ相違ありませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。他ございませんでしょうか。よろしければ(2)報告事項①「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について」ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、3 その他について事務局より説明をお願いします。

○瀬口副主査

事務局です。それでは、「その他」といたしまして、鎌倉市におけるごみ減量に向けた取り組みにつきまして、ご報告いたします。参考資料1の「茅ヶ崎市・鎌倉市のごみと資源物の比較」、参考資料2の「鎌倉市で実施されている事業系一般廃棄物資源化事業」、参考資料3の「鎌倉市の資源物とごみの流れ」をお手元にご用意ください。

本日につきましては、昨年の8月9日の審議会におきまして頂戴いたしましたご意見を受け、人口10万人以上の市町村の中で、全国トップのリサイクル率でございます鎌倉市のごみ減量に向けた取り組みについてご紹介するものです。

はじめに、参考資料1「茅ヶ崎市・鎌倉市のごみと資源物の比較」をご覧ください。参考資料1でございますが、本市と鎌倉市とのごみ排出量及び資源物排出量等の比較を表にまとめたものとなっております。表の上段でございますが、ごみ排出量をお示ししており、資源物はもちろんのこと、とりわけ、事業系燃やせるごみにおきまして、本市との大きな差分が見られる状況となっております。また、表の下段でございますが、資源物排出量の内訳をお示ししており、製品プラスチック及び剪定枝におきまして、本市との大きな差分が見られる状況となっております。本市におきましては、製品プラスチックのリサイクルについては、現在検討段階でございますが、剪定枝のリサイクルにつきましては、令和3年度から実施しているところです。鎌倉市の剪定枝の排出量が多い要因としましては、もちろん、地勢に因るところもございますが、草葉も含めたものとして定期収集を実施しているところにあると考えております。

続きまして、参考資料2「鎌倉市で実施されている事業系一般廃棄物資源化事業」をご覧ください。参考資料2でございますが、先ほど触れた事業系燃やせるごみのリサイクルフローをまとめたものとなっております。鎌倉市におきましては、令和4年6月から、許可業者が収集した事業系一般廃棄物を、

直営のごみ処理施設を経由し、埼玉県寄居町にございます寄居バイオガスプラントに搬入し、リサイクルを行っております。寄居バイオガスプラントにつきましては、バイオマスによる再生可能エネルギー発電施設となりまして、分別されていない可燃ごみのエネルギー利用を可能とし、ごみの減量はもちろんのこと、これまでの焼却処理によるCO<sub>2</sub>排出量の低減化に大きく寄与する施設となっております。

最後に参考資料3「鎌倉市の資源物とごみの流れ」をご覧ください。参考資料3につきましては、鎌倉市が公表しているごみ処理フローとなっております。本市と比較して、埋め立てによる最終処分がないことを除き、大きな相違は見られませんので、お時間がある際にご確認いただければと思います。

その他の説明は以上となりますが、リサイクルにつきましては、多額の費用を要すこととなるため、鎌倉市などの先進事例を参考とし、費用対効果を考慮しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。事務局からは、以上です。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。鎌倉市の先進的な事例ということで、これは前の前の審議会から、堀部委員からご質問があったかなと思うのですが、堀部委員何かございますでしょうか。

○堀部委員

細かく分別をするとこのようになるのだなという典型例だと思います。剪定枝に関しては、鎌倉市と環境が違うとは思いますが、少し感じたのが使用済み小型家電のボックスが市内各所にあったかと思うのですが、ペットボトルを回収するリサイクルボックスを市で設置できると分別が楽なのかな。というのもペットボトルを自販機のごみ箱に入れているところを見かけたことがありまして、そのようなことが常態化すると市としてのリサイクル量も減りますし、かさばるものを家に置くことはなかなか難しいので、こまめにリサイクルできるといいのかなと感じました。

○安齋会長

ありがとうございます。鎌倉の件は、橋詰委員や松山委員がお詳しいかと思うのですが、何かございますか。

○橋詰委員

ちょっとドキドキしながら聞いていました。今しがたおっしゃったペットボトルのようなお話は、多分茅ヶ崎でもいわゆる店頭回収しているところがだいぶあるのではないかと思います。鎌倉もそれはやっています。それからもう1つちょっとこれは申し上げた方がいいと思うのですが、量的な数字を比べるとこのようなことだろうと思うのですが、実は費用はなんですね。事業費などの費用は、これには載っていませんがおそらく、例えば市民1人当たりの年間費用にするとだいぶ鎌倉は高いはずで。鎌倉の審議会がよく出る話でして、そこはそういうものだということをちょっと一応お知りおきいただいたらいいかなという。以上です。

○安齋会長

費用については大分の負担は市民がしているということですかね。どこか数字として見られるところがあるのでしょうか。

○渡邊委員

鎌倉はですね、私ちょっとよくハイキングに行くのですが、戸別収集方式やステーション方式のところどちらもあるような気がします。ちょっと山に入ったところは、収集車が麓まで来て、あとは徒歩で山の上に上っていくのですね。そういうことがやっぱり収集する方の労力が大変だと思うのですが、それによってごみの何が多いとか何が少ないとかってというのがちょっと変わってくるのかなという

気がしているのですが、その辺いかがなのですかね。ちなみに、全体的には鎌倉は戸別収集なのでしょうか。ちょっと教えてもらいたいです。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。鎌倉市の現状でございますが、収集方式につきましては、ステーション収集方式と認識しておりますが、今年度、方針を打ち出しております、来年度から一部エリアでございますが、戸別収集が実施され、その後、全市的に本格実施に入っていくものと認識しております。以上です。

○安齋会長

戸別収集が本格実施ということでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。そのとおりでございます。以上です。

○橋詰委員

そのとおりです。今年の4月から一部地域で、半年後くらいで全市です。そういう流れで戸別収集の導入予定です。当面は、燃えるごみからです。

○安齋会長

なるほど。そういう意味では、茅ヶ崎市も参考になるところがあるのかなと思いますけれども、集める側としてはどうなのでしょう。松山委員、何かコメントございますか。

○松山委員

まさに4月から一部エリア鎌倉の私が所属している会社も入っている鎌倉廃棄物資源協同組合の方に話を聞いておりますが、なかなかやっぱり人手が集まらないところで、なんとか組合の中で無理くりしているような状況です。余談ですが、話のあった費用に関してですが、参考になるか分かりませんが、令和5年10月から事業系ごみ1キログラム当たり40円、茅ヶ崎市が25円だと思いますが、県で一番で、次いで逗子がこの4月から35円となり、鎌倉市の許可事業者として、排出事業者に対しての説明もかなり厳しいご意見をいただきながら値上げをしたという経緯がありました。

○安齋会長

ありがとうございます。倍近い差があるということですかね。鎌倉市の値上げも25円だったと思うので、15円値上げをしたということですね。

○橋詰委員

まさに料金の話はそうでした、少し前に審議会でやったのですが、県内では多分一番高いレベルだと思いますが、東京都内ではまだ安いよというそんな議論をした記憶があります。それから鎌倉の戸別収集も望ましくは全市一斉に始めたいというのがあったのですが、松山委員から話がありますように準備ということもありますし、体制が厳しく、要は人の確保が問題で全市対応はしきれないというのは現実にあって、そこで2段階にならざるを得なかったという現状です。それは鎌倉だけに限らず色々なところで起きているお話だと思います。松山委員ありがとうございます。

○安齋会長

色々お話ありがとうございます。キログラムあたりの単価とか本来であれば坂本委員にお話をお伺いできたらと思ったのですが、参考までに先ほど話が出ていましたけどもダンボール、新聞紙とそれ以外の紙では一番高く売れるのは何になるのでしょうか。松山委員ご存じでしょうか。

○松山委員

新聞が一番高く売れます。というのは、年間で10%排出量が減っているという中で、専門的な話にはなるのですが、新聞というのは、クローズドリサイクルがかなり進んでいまして、販売店、製紙メーカー、回収業者、新聞各社が全部紐づいていて、単価まで決まっている状況で、それ以外の各メーカーからすると原料が欲しいという状況なのですよね。そうすると値段が高騰する、ちょっと不思議な状況になっていますので、分別したから値段が上がるというよりも、その需要と供給がかなり複雑になってきているというのがあります。それこそウクライナの話とか2018年の中国の固形廃棄物輸入禁止などそういった外的な要因もありますので、一概にこれが今高いからこれを分別しようとかなかなか言えない状況です。

○安齋会長

ありがとうございます。経済活動の一部ということになりますから人手の問題も絡むと業者さんは大変だということになりますね。他ございませんかこの件について。茅ヶ崎も非常に関係してくるところだとは思いますが。もう、例えば鎌倉市内には、焼却施設がないのですよね。

○橋詰委員

今はあるのですがもうじき止まります。

○安齋会長

最終処分場は持ってない。

○橋詰委員

持ってないというか事実上使用していないですね。要は、鎌倉市外で全量溶融固化していますから。

○安齋会長

費用負担をしてということですね。

○橋詰委員

そうですね。

○安齋会長

それで先ほどの最終処分場があるのが茅ヶ崎市としての一つの財産だという話に繋がってくるのだとは思いますが。他ございませんか。どうぞ堀部委員。

○堀部委員

コストの面で見ると確かに高いとは思いますが、あとは意識の問題だと思います。戸別収集に言えることですが、確かにコスト上がります。それだけ見たら、えってなるのですけれど、それによって、違反ごみが減るとか自分たちが住む環境が綺麗になるっていうのを理解すれば、市民側としての理解が得られるのではなかろうかと思えます。そういうのを市の方としては、説明をしていただきたい。できるだけ細かく説明していただくことで理解が得やすいと思えます。茅ヶ崎の場合でいうと、戸別収集して欲しいという悲願というかも何十年も思っているのが南側なのです。北側は土地があるから別に必要ないと伺っています。何で戸別収集して欲しいかって言えば、南側はいわゆる観光地なので、自分たちが出したごみ以外がものすごく捨てられ、それゆえに自分たちの環境が汚染されているというふうに感じている住民が非常に多いのです。何代も前からの環境指導員もそうですし、わたしや住民が訴えてきたのですがいろいろコストの面やらなんやらで流れている状況があります。全市一斉にやらなくても戸別収集を希望している地域から戸別収集をしていただくと非常にありがたいですし、コストが上がったとしても市民の理解は得やすいのではなかろうかと思えます。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。戸別収集の試験実施の状況はどうなっていますでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。戸別収集に関しましては、審議会から答申をいただき、まずは、市民も行政も戸別収集を体感した上でその先を判断する、このような答申でございました。答申を受けまして、昨年6月に「ごみ収集方式のあり方」を策定し、策定した「あり方」の中に、令和7年度からの戸別収集の社会実験の実施を位置付け、あり方に基つき要求した補正予算が9月に成立し、10月以降については、社会実験の準備を着実に進めてきているところです。共同住宅や事業所の調査を進めることと並行して、チラシやガイドブックを作製配布し、説明会も行いながら周知を進めております。今のところ、順調に準備を進めることができていると、大きな混乱なく4月を迎えられると考えております。中々お褒めの言葉をいただくことは少ないのですが、自宅の前にごみを出すスペースがない、何故鳥獣対策を自ら行う必要があるかといったご意見を頂戴しております。しかしながら、概ね皆さま好意的に取り組んでいただいているものと受け止めております。進捗は以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。堀部委員よろしいでしょうか。

○堀部委員

すみません、ちょっと付け足しになりますけど、鳥獣対策を自分で行わなきゃいけないのかということは、要はごみが自分ごとではなくて他人事なのです。人任せにして自分が大変な思いをしなければいけないという表れではないかと思えます。それを如何に自分ごとにするかをしていかないと、結局ごみ問題は終わりが見えないのですよ。もう私たちも非常に苦労していて、戸別収集にしないでほしいだとか何が何でもとまでは言いませんけども、少なくとも何十年も戸別収集を希望しているところはそれなりにすごく苦しんだ住民だと思っていただけるとありがたいです。その上で今後どうする、社会的実験をとおして検討していただきたいです。是非ともその点、お願いいたします。

○安齋会長

ご意見ありがとうございます。茅ヶ崎のごみの南北問題が出てきたので、今後、検討する形になっていくのではないのでしょうか。橋詰委員どうぞ。

○橋詰委員

今ちょっと戸別収集の話が出たのでご紹介しますと、鎌倉については、先ほど申し上げたようにこの4月から部分的に始まります。藤沢は古くからやっているのですが、資源物の一部については、ステーション収集だったのですよ。それをこの4月から戸別収集の実験を始めると、このようなことになっている状況です。そうすると全品目がいわゆる戸別収集に向けて動き出すということになります。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。委員の皆さまが色々な情報を持っていらっしゃるの、勉強になります。もし、その他ご意見がなければ、議題は終了ということになりますけども、全体をとおして皆さまから何かございますでしょうか。

(意見なし)

それでは事務局にお返ししたいと思います。

○小俣資源循環課長

はい。本日の議事については以上となりますが、今年度最後の審議会となりますので、環境部長の重田より一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

○重田環境部長

はい。環境部重田でございます。皆様お疲れ様でした。今年度は、5回の審議会を開催いたしました。取り組み状況の評価に加えて、次期の一般廃棄物処理基本計画について協議を行っていただきました。ありがとうございました。私事ではあるのですが、この3月末に役職定年を迎え、環境部長の職を離れることとなります。定年退職は2年後ではございますが、60歳を迎えたこの年度末に管理職、私で言えば、この部長職を退任するものでございます。この6年間の在任中は、ごみ処理の有料化、そしてまた先ほどちょっとお話にもありましたけれども、戸別収集の実験事業等と様々なごみ収集方法のあり方など、茅ヶ崎市のごみ処理に重要な施策についてご協議をいただきました。また、安齋会長には環境審議会においても会長を務めていただき、また、橋詰委員には、粗大ごみ処理施設の建設の方にもご尽力をいただきました。改めて、この場をお借りして御礼申し上げます。どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましては、次年度以降も、本審議会において、活発なご議論をいただき、本市の環境行政に引き続き、お力をおかしいただければと思います。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○安齋会長

ありがとうございました。

○小俣資源循環課長

はい。ありがとうございました。今後の審議会の予定でございますが、令和7年度の8月ごろを予定してございます。詳細が決まりましたら、改めてご連絡をさせていただきます。令和6年度の審議会は本日で以上となりますが、来年度におきましても皆さまのご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。